

畜産経営体質強化支援資金融通事業実施に当たっての留意事項

平成28年10月27日
公益社団法人中央畜産会

第1 貸付対象者

- 1 貸付対象者の居住地とその所有する事業所が異なった都道府県(以下「県」という。)に所在する場合は、原則として事業所の所在する県において貸付対象者として取り扱うこととするが、既往借入先の所在地等の関係から、その居住地の所在する県で、貸付対象者として取り扱っても差し支えないものとする。

ただし、この場合、当該貸付けを希望する者から、事業所の所在する県では貸付対象者として取り扱われない旨の当該県の証明書を、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領(平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「実施要領」という。)別紙5の第5の1に定める畜産経営体質強化計画の提出の際に添えて提出するよう求め、重複して貸付対象者として取り扱うことのないようにすること。

- 2 貸付対象者の所有する事業所が2県以上にわたって所在する場合は、それぞれの県において貸付対象者として取り扱って差し支えないものとする。

ただし、貸付額の判定に当たっては、重複が生じないように、関係県において十分に連絡調整すること。

- 3 農業協同組合等(以下「農協等」という。)が組合員等に肉用牛(豚)を貸し付けている場合において、当該牛飼養(豚飼養)に係る経営リスクが当該組合員等に帰属することとなっている場合に限り、実施要領別紙5の第4の貸付対象者として差し支えない。

したがって、1日当たり若しくは1頭当たりの定額の預託料が支払われている場合等は、上記の対象とならないので注意すること。

第2 資金の使途等

畜産経営体質強化支援資金(以下「体質強化支援資金」という。)により償還負担の軽減のための借換を行うことができる資金は、借入希望者が借り入れた酪農、肉用牛又は養豚経営に必要な資金とする。ただし、実施要領別紙5の第3に掲げ

る負債整理を目的とする制度資金を除くものとする。

このことから、負債整理のための借入金を体質強化支援資金で借り換えることは適切ではないことに留意する。

第3 融資機関

1 貸付対象者が、体質強化支援資金の借入申込みができる融資機関は1機関とする。

ただし、1貸付対象者が複数の融資機関に借入金残高がある場合には、当該借入金残高のあるそれぞれの融資機関に借入申込みを行っても差し支えないものとする。

この場合、貸付対象者は、体質強化支援資金の借入申込みを行う融資機関にそれぞれ借入申込書を提出するものとする。

第4 貸付条件及び利子補給率

1 償還方法及び償還額

(1) 体質強化支援資金の償還方法は、元金を均等に償還することとなっているが、利子補給金計算事務を簡素化するため、1年度間の償還は1回とし、借入者との約定に係る償還期日（以下「約定償還日」という。）は、原則として毎貸付年度ごとの貸付応答日の前日とする。年度ごとの償還計画額は、貸付実行報告書に基づき別に公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）から通知することとする。

なお、年度ごとの均等償還額に千円未満の端数が生ずる場合は、その端数金額を初年度の償還額に加算するものとする。

(2) 繰上償還があった場合のその後の償還額の取扱いは、その発生した日の翌日の貸付残高について、(1)に準じて処理するものとする。

なお、繰上償還を行う場合は、千円単位とするよう指導すること。

2 貸付利率と利子補給率に係る計算の例等

(1) 体質強化支援資金を貸し付ける融資機関の貸付金利（以下「基準金利」という。）が年1.85%である場合は、借入者の負担する利率（以下「末端負担利率」という。）年0.60%以内で貸し付けされたときに、中央畜産会から年1.01%を限度として利子補給を行うものとする。

即ち、基準金利年1.85%から1.25%を差し引いた年0.60%を末端負担利率とし、1.25%のうち、中央畜産会の利子補給率年1.01%を差し引いた0.24%が融資機関等の地元負担（自助努力相当分）となる。

従って、基準金利年 1.85%から融資機関等の負担する 0.24%を差し引いた年 1.61%が利子補給金の交付の基礎となる利率である。

- (2) 利子補給金の交付の基礎となる利率が年 1.61%未満の場合は、その利率から中央畜産会からの利子補給率年 1.01%を控除したものを末端負担利率とする。利子補給金の交付の基礎となる利率が年 1.61%未満であるにもかかわらず、末端負担利率が年 0.60%と約定されている場合は、年 0.60%から軽減すべき末端負担利率相当の率を中央畜産会からの利子補給率年 1.01%から減ずるものとする。
(例えば、利子補給金の交付の基礎となる利率が年 1.50%、中央畜産会からの利子補給率が年 1.01%の場合は、末端負担利率は年 0.49%となるが、末端負担利率を年 0.60%と約定している場合は、中央畜産会からの利子補給率は年 0.90%となる。)
- (3) 体質強化支援資金をもってその借入者が融資機関に有する制度資金以外の既往借入金の返済に充当する場合において、当該既往借入金の貸付利率が体質強化支援資金の利子補給金の交付の基礎となる利率年 1.61%より低いときは、借入者の負担軽減を図るために、当該融資機関は既往借入金の貸付利率以下の水準を適用するように努めるものとする。
- (4) 信用農業協同組合連合会等は、直接会員である農業協同組合の組合員（いわゆる孫会員）に融資する場合の体質強化支援資金の末端負担利率は、その孫会員の所在する地域の農協若しくは周辺の農協が適用している体質強化支援資金の末端負担利率を超えないよう配慮するものとする。

3 貸付方法

- (1) 貸付方法は、証書貸付とする。
- (2) 体質強化支援資金の借入申込書の様式については、各融資機関の特殊性もあり、統一するところまでは考えていないが、別紙様式例 1 又はこれに準ずる様式によることが望ましい。
- (3) 借用証書の様式は、各融資機関で通常使用されているもので差し支えないが、次の事項について配慮すること。
 - ア 借用証書の余白に「畜産経営体質強化支援資金」の文字を表示し、他の貸付けと区別できるようにしておくこと。
 - イ 借用証書は、借入者ごとに作成すること。
 - ウ 約定利率は、次の（ア）又は（イ）のいずれかにより記載すること。
 - （ア）利子補給金の交付の基礎となる利率（当該利子補給金の交付の基礎となる利率が 2 の（1）による融資機関等の負担による軽減後となる利率であり、融資機関等の負担のうち生産者団体等上乘せ利子補給がある場合は、その利率を合算した利率）を記載し、ただし書きとして「利子補給される

ものは、年〇〇%とする。」と記載するほか、中央畜産会からの利子補給率、生産者団体等の上乗せ利子補給率及び融資機関の負担率をそれぞれ記載する。

(注) ただし書きの年〇〇% (末端負担利率) には、〇〇%以下の利率が記載されねばならないことに注意すること。

(イ) 末端負担利率 (年利率) を記載し、ただし書きとして「ただし、利子補給されなくなったときは、年〇〇%とする。」と記載する。

(注) 末端負担利率は (ア) の (注) に同じ。

(4) 据置期間は〇年〇月〇日までと明確に据置期間欄又は償還方法欄に記載すること。

(5) 体質強化支援資金の借入者が利子補給期間中に、実施要領及び畜産経営体質強化支援資金融通事業実施要領 (平成28年4月20日付け28年度発中畜第72号。以下「事業実施要領」という。) 等に違反した等の場合は、引き続き利子補給の対象とすることができないことになっているので、融資機関は、借入者との借用証書の特約条項に次の例文又はこれに準じた内容を記載すること。

(例文)

「債務者及び保証人は、債務者が万一、畜産経営体質強化支援資金融通事業に係る要領等に違反した等の事由により、貴融資機関が公益社団法人中央畜産会からの利子補給を取り消されたときは、…その借入金の利率を年〇〇%に変更し、これによって生ずる利息の差額を貴融資機関が定める日までに支払うこと。」

(6) 事務的に借用証書の記載事項を訂正する場合、法的効力を失することがないように注意すること。

(7) 契約内容を変更する場合には、借用証書変更証書により処理すること。

第6 貸付けの実行

- 1 貸付実行が融資機関ごとにまちまちになることは、信農連等の利子補給金請求書の審査事務が煩雑となるので、関係者協議の上、各貸付ごとに貸付実行日を統一すること。
- 2 都道府県知事等により、承認された体質強化支援資金の借入計画額は、それを下回って貸し付ける場合を除き、当該借入計画額の変更はできない。
- 3 融資機関は、貸付実行に当たっては、直接既往借入金と相殺することなく、必ず個人の預金口座に振込むこととし、借入者に貸付けのあったことを周知させること。

なお、例外的に現金払いとせざるを得ない場合には、融資機関は借入者から領収したことを証する書面を徴し、支払いの事実を明らかにするとともに、速やかに既往借入金の償還に充当するように指導するものとする。

- 4 融資機関は、体質強化支援資金の借入者が特別の事情がある場合を除き、未使用の状態に継続することのないよう指導するものとし、そのため、借入者及び借換え先と連携を密にして、3で振込んだ資金が極力、貸付実行日に既往借入金の償還に充てられるよう指導するものとする。

第7 利子補給金の交付

1 利子補給契約の締結

- (1) 県内に、この事業を取扱う店舗を2以上有する融資機関にあっては、当該融資機関の本店（県内に本店のない場合は、代表となる支店）が中央畜産会との利子補給契約の相手方となるものとする。中央畜産会に提出する報告書及び利子補給金請求書の取扱い並びに関係書類の整備保管についても同様とする。

なお、農協の支店（所）についても上記に準ずること。

- (2) 利子補給契約書には、収入印紙は必要としない。

ただし、事業実施要領の別紙様式第7号によらない利子補給契約書にあっては、収入印紙を必要とすることもあるので留意すること。

2 利子補給金の計算方法

- (1) 中央畜産会が、県、信農連等及び融資機関に対し、事業実施要領第9の2に基づき通知する利子補給額の計算は、当該融資機関における借入者の経営の種類及び利子補給率ごとに貸付平均残高を算出し、その額に当該利子補給率を乗じて得た額（その額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計額（貸付当初5年間については、貸付利率の無利子化に必要な額として、貸付平均残高に事業実施要領第6の4の貸付利率（当該貸付利率未満で融資機関が貸し付ける場合にはその利率）を乗じて算出する額に相当する額との合計額）とする。

- (2) 貸付平均残高とは、利子補給金計算期間中の貸付残高（延滞額は除く。）の総和を平年、閏年とも365日で除して得た額とする。

- (3) 貸付残高は、約定償還日に借入者から償還されていない場合も、約定償還日に償還されたものとして算出する。

なお、約定償還日及び繰上償還日の当日の貸付残高は、償還前の残高とする。

(4) 約定償還日が国民の祝日、日曜日その他の休日に当たった場合、民法第142条の規定によれば、翌日償還でよいこととなっているが、利子補給金の計算は、これに影響されることなく約定償還日までとする。

(5) なお、(3)に鑑み、繰上償還事由に該当することとなり、期限の利益を喪失した場合においても償還の有無にかかわらず、喪失した日の翌日から利子補給金の計算の対象から除外されることとなる。

したがって、融資機関が借入者に繰上償還請求等を行い期限の利益を喪失させた場合は、期限の利益喪失日を異動日とする第8の貸付実行状況等異動報告書を中央畜産会に提出することになる。

3 利子補給金の請求時期

信農連等は、融資機関が中央畜産会に行う利子補給請求の時期について、県及び信農連等の事務の簡素化を図るため、県下の融資機関と協議する等して、毎年度一定時期に統一すること(具体的には、中央畜産会が定める利子補給金請求事務の手引きの時期)。

4 利子補給金の交付の停止(経営中止の場合)

(1) 体質強化支援資金の借入者が利子補給期間中に経営を中止した場合は、(2)の場合を除き、引き続き利子補給の対象とすることはできないので、融資機関は、借入者の経営中止時点を的確に把握し、事業実施要領第9の6のア、イ及びウに定める期日の翌日以降の利子補給金に係る請求を行わないようにすること。

(2) 経営主の事故、病気等の不測の事態の発生により経営を中止せざるを得なかった場合、作目を転換し経営安定を図ろうとする場合又は農地等を処分し借入金の償還に充当しようとする場合であって、やむを得ないと認められるときは、次のいずれか早い日までの利子補給金の交付を認めるものとする。

ア 営農に係る資産を最終処分した日

イ 酪農経営にあつては、生乳(搾乳を目的とする乳用種雌牛の販売経営を含む。(以下「乳用種雌牛の販売」という。))の、肉用牛経営にあつては、肉用牛の最終出荷時点から1年を経過した日

ウ 養豚経営にあつては、繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷時点から1年を経過した日

(3) 融資機関は、経営中止した者について(2)を適用する場合、酪農経営にあつては、生乳(乳用種雌牛の販売を含む。)の、肉用牛経営にあつては、肉用牛の最終出荷後、また、養豚経営にあつては、繁殖雌豚又は肥育豚の最終出荷後、直ちに、別紙様式例2により利子補給継続確認申請書を信農連等経由のうえ県に提出し、確認を受けること。

なお、融資機関は、利子補給継続確認申請書を提出し確認を受けた借入者について、資産処分の状況を報告させる等により利子補給金の交付が停止となる時点を的確に把握するものとし、(2)の基準のいずれか早い日の到来後、直ちにその者の氏名及び利子補給金交付停止日等必要な事項を別紙様式例3により都道府県知事及び信農連等に報告するものとする。

(4) 都道府県知事は、利子補給金の交付が停止となる時点到来の報告を受けたときは、その都度利子補給継続確認申請書等の写しを添付のうえ、中央畜産会に通知するものとする。

(5) (2)のAでいう営農に係る資産を最終処分した日とは、資産の最終の売買契約締結日とする。

(6) (2)のイ及びウの日までに営農に係る資産処分ができなかった場合は、融資機関はその資産処分ができなかったことを説明できる書類を整備しておくものとする。

5 利子補給金の交付の停止（計画の承認取消）

(1) 体質強化支援資金の借入者が体質強化計画の承認後、実施要領別紙5の第5の2の(7)の規定により承認の取消しを受けた場合は、利子補給の対象とすることはできないので、融資機関は、承認取消認定日以降の利子補給金に係る請求を行わないようにすること。

(2) 融資機関は、借入者の承認取消があった場合、その承認の取消しの理由が説明できる書類を整備しておくものとする。

第8 貸付けの異動処理

1 異動事例の的確な把握

適正な利子補給事務を進めるためには、貸付実行後、約定償還以外の理由（対象外貸付の発生、任意の繰上償還、経営中止、計画の承認の取消しによる利子補給金の交付の停止及び期限の利益喪失）による貸付残高の異動を貸付対象者ごとに確実に把握することが必要である。融資機関は、担当部門間の連絡を密にして異動事例の的確な把握に努め、利子補給金の返還が発生することのないようにすること。

万一、異動事例の把握が遅れたため、発生後1年以上を経過した事例が生じた場合には、事業実施要領に基づく貸付実行状況等異動報告書に、その遅れた事由を添えて中央畜産会に提出すること。

2 融資機関の合併等

(1) 利子補給契約の承継

融資機関の合併に伴い、合併後の融資機関が合併前の融資機関と中央畜産会との間で締結していた利子補給契約を承継した時は、合併後の融資機関は異動処理の適正化を図るため、異動報告書の提出に当たっては、事業実施要領の別紙様式9号の別添1（入力ー3）「資金貸付実行状況等異動表」、同要領の別紙様式9号の別添2「合併に伴う利子補給契約の承継について（通知）」、同要領の別紙様式9号の別添3「利子補給事業融資機関コード等変更入力票Ⅰ」を添付すること。

（2）利子補給額の通知

融資機関の合併に伴い合併後の融資機関に対し、中央畜産会が通知する利子補給額の計算は、合併後の融資機関の借入者が合併後の融資機関において貸付実行時から資金の貸付けを受けていたものとして第7の2の（1）に基づき計算する。

第9 整備保管すべき関係証拠書類

融資機関は、次の関係証拠書類を利子補給事業の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管するものとする。

- 1 利子補給契約書
- 2 借入申込書
- 3 県知事の体質強化計画の承認に係る書面（承認の取消しがあった場合は、その書面。）の写し
- 4 貸付元帳（元帳の余白に「畜産特別資金の資金名」の表示を行うこと。）
- 5 個人口座へのこの資金の振込みに係る伝票又は現金払いをしたことを証する書面
- 6 利子補給金の請求及び受領に係る帳票類

第10 その他

本事業による利子補給金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の適用を受けることになっている。関係要綱、要領等の規定に従って厳正な事業実施を期すること。

(別紙様式例1)

畜産経営体質強化支援資金借入申込書 (例)

(平成 年度)

平成 年 月 日

農業協同組合 御中

住 所

氏 名

印

畜産経営体質強化支援資金について、下記のとおり申込みます。

記

(単位：千円)

借入申込金額		最終償還時	平成 年 月 日
元金の償還方法・時期		利息支払方法・時期	
		保証又は担保	
借入申込金額の内訳	畜産経営体質強化支援資金による借換資金	借入金残高	左のうち借換額
	制度資金		
	(○○○○○○○○資金)		
	(○○○○○○○○資金)		
	系統・その他資金		
	合計		

(別紙様式例2)

平成 年 月 日

都道府県(知事) 殿
(信用農業協同組合連合会等経由)

所在地
融資機関名
代表者氏名

㊞

利子補給継続確認申請書

畜産経営体質強化支援資金借入者で経営を中止した〇〇××について、下記のとおり申請します。

記

借入者氏名	
経営を中止した日	
経営中止日の貸付残高	
留意事項第7の4の(2)の該当する事情	

(別紙様式例3)

平成 年 月 日

都道府県(知事) 殿
信用農業協同組合連合会(会長)等 殿

所在地
融資機関名
代表者氏名

印

利子補給金の交付停止日の到来について

畜産経営体質強化支援資金融通事業実施に当たっての留意事項第7の4の(2)を適用した資金借入者について、利子補給金の交付停止日が到来したので下記のとおり通知します。

記

- 1. 借入者氏名
- 2. 経営を中止した日 年 月 日
- 3. 利子補給金の交付を停止する日 年 月 日
- 4. 利子補給停止日前日の貸付残高

(単位：千円)

貸付年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
貸付残高					

- 5. 第7の4の(2)のアに該当する場合は最終処分の日 年 月 日

第7の4の(2)のイ又はウに該当する場合は、営農に係る資産を処分できなかった事情

(注) 記の5の年月日を証する売買契約書の「写」等の関係書類を添付すること。